

世田谷区保健福祉サービス事故報告取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保健福祉サービスの提供に伴い発生した事故の報告について必要な事項を定め、報告に基づく区の適切な指導を通じて事故の予防その他の保健福祉サービスの質の向上を図り、もって区民の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健福祉サービス 介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づくサービス並びにこれらに類する区の保健福祉に関するサービスであって区民が利用するものをいう。
- (2) 保健福祉サービス事業者 保健福祉サービスを自らの事業として又は区からの委託を受けて行う事業者をいう。

(報告)

第3条 区長は、保健福祉サービス事業者がその行う保健福祉サービスの提供に伴い次のいずれかに該当する事故が発生したときは、関係法令若しくは世田谷区地域保健福祉推進条例（平成8年3月世田谷区条例第7号。以下「地域福祉推進条例」という。）の規定に基づき、契約に基づき又は行政指導として当該保健福祉サービス事業者に当該事故について報告させるものとする。

- (1) 保健福祉サービスの利用者（以下「利用者」という。）が死亡し、又は医療機関において治療（保健福祉サービスを提供する事業所その他の施設（以下「施設」という。）内における医療処置を含む。）を要する外傷、骨折、誤えん、誤与薬等（以下「けが等」という。）が発生したとき。ただし、擦過傷、打撲等の軽傷のものを除く。
- (2) 利用者又はその家族の住居、家財、所持品等に対して損害を与え、その賠償責任を問われ、又は問われるおそれのあるとき。ただし、損害が軽微であり、かつ、利用者又はその家族との間で示談が成立し、又は成立する見込みであるときを除く。
- (3) 施設の利用者及び従業員等において食中毒及び次に掲げる感染症が発生し、利用者へのサービス提供に影響を及ぼすおそれがあるとき。

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。)第6条第2項の一類感染症、同条第3項の二類感染症、同条第4項の三類感染症、同条第5項の四類感染症及び同条第6項の五類感染症(五類感染症の定点把握感染症を除く。)

イ 感染症予防法第6条第7項の新型インフルエンザ等感染症

ウ 感染症予防法第6条第8項の指定感染症

エ 感染症予防法第6条第9項の新感染症

(4) 施設において業務に従事する者に法令違反行為又は著しい非行行為があり、利用者へのサービス提供に影響を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 保健福祉サービスの提供中に利用者の行方がわからなくなり、警察に届け出たとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。

2 区長は、前項の規定による報告は、事故の発生時において速やかに次の第1号から第5号までに掲げる事項を記載した書面により、事故の対応の終了時において遅滞なく次の第6号及び第7号を追記した当該書面により行わせるものとする。

(1) 保健福祉サービス事業者の名称及び所在地

(2) 事故の発生に係る施設の名称及び所在地、責任者及び担当者の氏名及び連絡先並びに保健福祉サービスの種別

(3) 事故に係る利用者の氏名、住所、年齢及び要介護度又は障害の程度等

(4) 事故の概要及び事故発生時の対応

(5) 利用者の家族の氏名、住所、利用者との続柄及び連絡先

(6) 事故後の対応

(7) 介護保険法に基づく保健福祉サービスの場合にあっては、居宅介護支援事業所の名称、所在地、担当者の氏名及び連絡先

3 前項の規定にかかわらず、区長は、事故発生から当該事故の対応の終了までが短時日に終えるときは、1の報告により行わせることができる。

4 区長は、前3項の規定による報告は、当該報告に係る保健福祉サービスを所管する課長を通して行わせるものとする。

(報告後の措置)

第4条 区長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容又は必要に応じた実地調査により点検し、事故への対応その他の事項について不適切なところがあると認めたときは、必要に応

じて、地域保健福祉推進条例の規定に基づき、契約に基づき又は行政指導として当該報告に係る保健福祉サービス事業者に改善に向けた助言その他の指導を行うものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、保健福祉サービスに関する事故の報告について必要な事項は、保健福祉政策部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月19日24世保福指第159号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日26世保福指第253号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日31世調指第780号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月18日3世保福政第922号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。